

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に、評価されることとなりました。当法人の介護老人保健施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えておりますので、今後もホームページにて実施状況をご報告して参ります。

令和3年度 所定疾患施設療養費 算定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

イマジン	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	2	2	5	5	2	2	2	1	2	2	3
日数	10	12	12	26	35	10	11	15	2	11	5	24
マイウェイ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	5	6	7	9	8	9	4	5	2	6	2	3
日数	43	45	52	81	58	83	34	40	19	50	17	21
オネスティ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	11	6	6	16	11	9	5	12	9	12	11	10
日数	67	31	27	82	54	58	29	68	48	64	52	54

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状況は次の通りであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹
- ④ 算定する場合にあつては、診断および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。